

# コーポレート・ガバナンス報告書

2026年2月20日

株式会社 manebi

代表取締役 田島 智也

問合せ先： 取締役執行役員 飯田 淳義

TEL 03-6824-1390

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけており、持続的な企業価値向上を図りつつ、株主をはじめ企業を取り巻く顧客・取引先・従業員等のステークホルダーの信頼を得るために、経営の効率性・透明性・健全性を確保できる最適な経営体制を構築することが重要と考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社 NIRVANA	1,000,000	40.95
田島 智也	322,200	13.19
CRG インベストメント株式会社	96,700	3.96
菊谷 寛之	94,800	3.88
鎌田 正彦	70,000	2.87
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合	64,500	2.64
KSK Angel Fund, LLC	64,500	2.64
清水興産株式会社	64,500	2.64
飯田 淳義	50,000	2.05
成田 秀展	50,000	2.05

支配株主名	田島智也
-------	------

#### 補足説明

合同会社 NIRBANA は、代表取締役田島智也により総株主の議決権の過半数が所有され、同氏が代表社員を務める資産管理会社になります。

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	7月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引を行う場合には、一般の取引条件と比較して妥当かつ公正であることを確認したうえで、適切な手続を経て決定いたします。これにより、少数株主の利益が不当に損なわれることのないよう努めています。

また、関連当事者取引については、原則として取締役会の承認を要するものとし、取引内容や条件の公正性を十分に審議した上で判断しております。これらの運用を通じて、関連当事者取引を適時適切に把握し、少数株主の権益を保護する体制を整備しております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
森 学	他の会社の出身者									○	
成田 憲則	公認会計士									○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 学		2020年4月15日より同氏との間で顧問契約を締結しておりましたが、社外取締役就任日の2025年10月30日をもって契約を解除いたしました。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督を行うことによりコーポレート・ガバナンス強化に繋がることから、社外取締役として適任と判断しております。
成田 憲則		2025年2月18日より、同氏が代表を務める株式会社プライムパートナーズコンサルティングとの間で業務委託契約を締結しておりましたが、社外取締役就任日の2025年10月30日をもって契約を解除いたしました。	公認会計士・税理士として、会計・財務および税務に関する高度な専門知識を有しております、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保につながることから社外取締役として適任と判断しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役、監査法人および内部監査部門は、監査の実効性を確保するため、必要に応じて相互に情報交換を行い、連携した監査体制の構築に努めています。監査役は、監査法人との面談等を通じて、監査計画、監査実施状況、指摘事項等について説明・報告を受けるとともに、意見交換を行っています。また、監査役と内部監査部門との間でも、内部監査の年間計画、実施状況および重要な指摘事項に関する報告・協議を行い、業務執行状況や内部統制の運用状況の把握に努めています。必要に応じて監査役・監査法人・内部監査部門の三者間で監査結果やリスク認識を共有し、監査業務の重複防止および監査品質の向上を図っております。監査法人については、法令に基づく独立性を維持しつつ、監査役との連携のもとで財務情報の信頼性確保に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立石 公彦	他の会社の出身者													
加悦 正史	公認会計士													
宇都 さくら	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立石 公彦	○	該当事項はありません。	上場会社における管理部門の統括経験を有しております、内部管理体制やガバナンスに関する実務知見が豊富です。客観的な立場から有益な監査を期待でき、社外監査役として適任と判断しております。当社との間に特別な利害関係はありません。
加悦 正史	○	該当事項はありません。	公認会計士・税理士として、会計・財務および税務に関する高度な専門知識を有しています。財務報告に対する独立した視点から有用な監査を行うことができ、社外監査役として適任と判断しております。当社との間に特別な利害関係はありません。
宇都 さくら	○	該当事項はありません。	弁護士および社会保険労務士として、法務および労務管理に関する専門的な知識と経験を有しています。企業活動全般に対する独立した監査を実施でき、社外監査役として適任と判断しております。当社との間に特別な利害関係はありません。

**【独立役員関係】**

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	
独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。	

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明 当社取締役、監査役に対する報酬等として株主総会で決議された取締役報酬とは別枠で、当社グループの取締役及び監査役を対象としてストックオプション制度を導入しております。これは取締役及び監査役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とするものです。	

ストックオプションの付与対象者	社内取締役　　社外監査役,従業員,その他
該当項目に関する補足説明 当社の業績と株主利益向上に対する意欲や士気の高揚を目的とし、当社グループの取締役、監査役、従業員等に対し、新株予約権を付与するものです。	

**【取締役報酬関係】**

開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っていません。	
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

**報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容**

当社の取締役の報酬については、株主総会で定められた総額の範囲内で、取締役会が決定しています。取締役の職務内容・責任・業績などを総合的に勘案し、固定報酬を基本として支給しています。
---

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

社外取締役に対しては、全社外取締役が出席できるように事前の日程調整を行ったうえで、管理部より取締役会資料の事前配布を行い、取締役会開催前に十分に情報提供が行える体制を整えています。
--

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (a) 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

### (b) 監査役及び監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、社外監査役3名で構成されております。監査役会は監査役全員をもって構成し、原則として月1回開催し、法令、定款及び監査役監査規程等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。なお、監査内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

### (c) 会計監査

当社は、かなで監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年7月期において監査を執行した公認会計士は水野 雅史氏、猪股 嶺氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他3名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

### (d) 執行役員会

当社では、執行役員によって構成される執行役員会を設置しております。執行役員会は原則として毎週1回以上開催され、取締役会の委嘱を受けた事項、代表取締役が必要と認めた事項、執行役員会規程に定められた事項、その他経営に関する重要事項を協議し、その運営を円滑に行うこと目的として運営しております。

### (e) 内部監査

当社は、内部監査について独立した部署は設けておりませんが、内部監査規程に基づき、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が内部監査を実施することとしております。具体的には、従業員(2名)が、内部監査規程に基づき、自己の属する部門を除く当社グループ全体を監査しております。

### (f) リスクコンプライアンス委員会

当社では、取締役会の諮問機関として、会社のリスクコンプライアンスに関する運営事項の全般にわたる協議、審議及び意思決定を行うリスクコンプライアンス委員会を設置し、原則として3か月に1回開催しております。協議、決議された事項は、取締役会に対して報告されております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では監査役会設置会社を採用しております。取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。

### III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は7月決算であり株主総会は10月開催となるため、集中日を回避したものとなっていると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき課題であると考えております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき課題であると考えております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題であると考えております。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報等を掲載していく予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIR担当部署としております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスク管理規程及びインサイダー取引防止規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

###### 内部統制システム構築の基本方針

当社並びに当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、業務の有効性および効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守ならびに資産の保全を目的として、改正会社法 362 条第 5 項および同法同上第 4 項第 6 号ならびに会社法施行規則第 100 条第 1 項および同規則同条第 3 項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決定します。

当社グループは、この基本方針に基づき、グループガバナンスの強化と改善に継続的に取り組み、効率的で透明性の高い経営体制を構築するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

###### 1. 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループが掲げる「Purpose」「Mission」「Vision」「Values」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- ② 当社グループの取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。
- ③ 代表取締役は、取締役規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規程に従い職務を執行する。
- ④ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ⑤ 内部監査担当は、当社グループにおける内部統制の評価ならびに業務の適正性及び有効性について監査する。
- ⑥ 当社グループの取締役は、重大な法令違反その他社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑦ 当社グループの使用人に対し、事業に適用される法令等を識別し、遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的に実施する。また、法規の制定・改正、重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- ⑧ 「内部通報制度運用規程」に基づく第三者機関を情報提供先とする内部通報制度を整備し、当社グループにおける法令違反または「Purpose」「Mission」「Vision」「Values」違反の早期発見に努める。
- ⑨ 監査役は独立した立場から、当社グループにおける内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- ⑩ 当社グループは反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

###### 2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に作成・保存し、取締役、監査役等が必要に応じて閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ② 当社グループにおける情報セキュリティについては、ISO27001 (ISMS) における「適用宣言書」「情報セキュリティ方針」および「情報セキュリティマニュアル」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化にするとともに、継続的改善を行う。
- ③ 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、当社グループの取締役および監査役が常時閲覧することができる

よう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

- ④ 当社グループの個人情報については、法令およびプライバシーマークにおける「PMS 基本規程」「PMS 個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社代表取締役は、当社グループにおける組織横断的リスク状況の監視および全社的な対応を統括し、その実務派管理部が行う。各部門に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。
- ② 各担当部署は、「リスク管理規程」に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定め、適切に対応する。
- ③ 当社グループの各部門の責任者は、自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施し、かかる状況を監督し、定期的に見直す。
- ④ 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現時には損失の最小化を図るために必要な対応を行う。
- ⑤ 監査役および内部監査担当は、当社グループにおける統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるよう、取締役を適正な員数に保つ。
- ② 当社グループの取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③ 経営幹部の合意形成の場として「執行役員会」を設置する。
- ④ 当社グループの取締役会は、中期経営計画および年度経営計画を策定し、代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ⑤ 当社グループの取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役会は、担当取締役に対し、当社グループ全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。また、各部門責任者はこれらの取り組みを横断的に推進し、適正な業務運営を管理する。

### 6. 当社グループにおける子会社の業務の適性を確保するための体制

- ① 当社グループは、「子会社管理規程」等に基づき、子会社の経営管理および報告体制を整備する。当社グループの取締役会は、子会社の業務遂行状況を適切に把握・監督する。
- ② 当社グループの内部監査担当は、子会社の監査役または監査担当者と連携し、子会社における内部統制およびリスク管理の状況を監査する。監査結果は、当社代表取締役および監査役に報告される。
- ③ 子会社において法令違反、重大事故、その他経営に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、速やかに当社に報告される体制を整備する。当社は、必要に応じて原因分析および再発防止策の策定に関与する。
- ④ 子会社に対しても、当社グループが掲げる「Purpose」「Mission」「Vision」「Values」および各種コンプライアンス方針、「内部通報制度運用規程」、「情報セキュリティマニュアル」、

「PMS 基本規程」等を周知し、必要な教育・啓発を実施する。

#### 7. 監査役の職務を補助すべき使用者を置く場合における当該使用者に関する事項

- ① 当社グループの監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用者を指名することができる。
- ② 当該使用者は、監査役の職務の遂行を補助するにあたり、必要な能力と経験を備えた者とする。

#### 8. 前項の使用者の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社グループの監査役が指定する補助期間中は、指名された使用者への指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 当該使用者の人事考課は監査役会が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

#### 9. 監査役の職務を補助すべき使用者に対する支持の実効性の確保に関する事項

- ① 当社グループは、監査役の職務を補助すべき使用者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員および使用者に周知徹底する。
- ② 当該使用者の独立性が実質的に担保されるよう、取締役会は監査役の意見を尊重して必要な措置を講じる。

#### 10. 当社グループの取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役は、その職務執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必用の都度、遅滞なく報告する。
- ② 当社グループ取締役および使用者は、監査役の求めに応じ、速やかにその職務の執行状況その他必要な事項に関する報告を行う。
- ③ 当社グループ取締役および使用者は、会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ④ 当社グループにおける重要な決裁書類は、監査役が隨時閲覧できるように供する。

#### 11. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループは、取締役および使用者が監査役へ報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループ全体に周知徹底する。また、内部者通報制度に基づく通報も同様とする。

#### 12. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- ① 当社グループは、監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- ② 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ③ 当社グループの監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士または公認会計士等の外部専門家と連携を図り、監査の実効性を確保する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、社会的信頼を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しております。本基本方針においては、反社会的勢力に対しては組織全体として毅然と対応することを基本姿勢とし、必要に応じて警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携する体制を整えております。さらに、取引を含め一切の関係を持たないことを徹底し、不当要求に対しては民事・刑事の両面から法的手段をもって対応すること、また裏取引や資金提供は一切行わないことを明確に定めております。

加えて、実効性を担保するため「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、新規取引先・株主・役員・社員については信用調査を実施するとともに、既存取引先についても定期的な調査を行っております。契約書には反社会的勢力排除条項を必ず盛り込み、万一判明した場合には速やかに取引を中止する仕組みとしています。

## V. その他

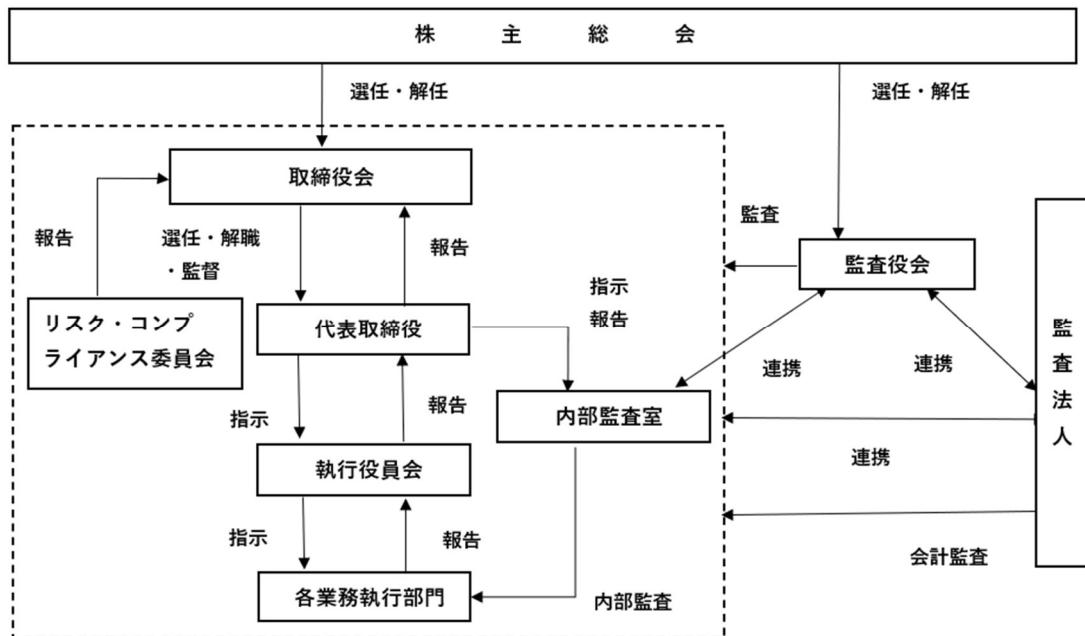
### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

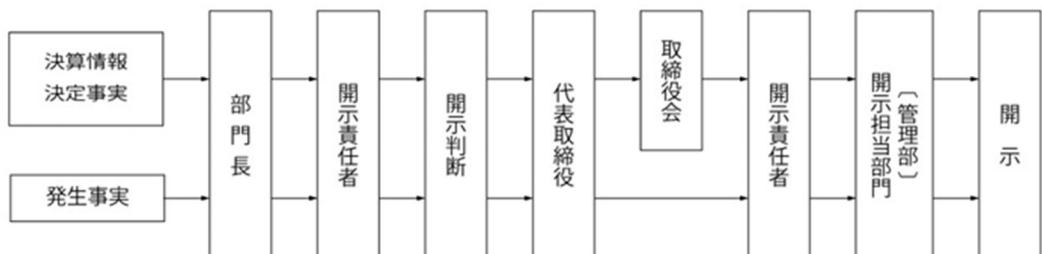
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上